

一般社団法人日本溶接協会
溶接技術者交流会（WE-COM） 会員規約

平成 23 年 6 月 1 日制定
平成 25 年 4 月 1 日改定

（目的）

第 1 条 この交流会は、日本溶接協会規格 WES 8103（最新版）によって認証登録された者で、交流会に入会している者へ Web を活用した情報提供をすることにより、溶接管理技術者の溶接に関する知識及び技術の維持と向上を図ること、並びに第 3 条で規定する会員相互の交流の場を設けることを目的とする。

（入会資格）

第 2 条 交流会に入会できる者は、WES 8103 によって認証登録をしている者とする。

（入会）

第 3 条 交流会の会員になろうとする者は、本規約及び溶接情報センターの利用者限定コンテンツ利用許諾に同意のうえ、Web から所定の入会手続を行い、登録を完了しなければならない。

（以下、会員登録をしている者を会員という）

（実施項目）

第 4 条 交流会は、次の事項を行う。

- (1) 情報発信（Web サイトの開設、Web マガジンの発行、WE-COM ニュースの発信）
- (2) 技術支援（Web による技術相談コーナーの開設）
- (3) その他

（登録内容の変更）

第 5 条 会員は、会員の登録事項の内容に変更があった場合は、速やかに所定の手続きにより登録内容を変更しなければならない。

（入会金及び会費等）

第 6 条 交流会の入会金及び年会費は、無料とする。ただし、技術講習会、親睦会など費用が別途必要になる場合は、会員の自己負担とする。

(退会)

第7条 会員が交流会を退会しようとするときは、所定の手続きを行わなければならない。

- 2 会員がWES 8103（最新版）による認証登録が効力を持たなくなったときは、退会したものとみなす。

(除名)

第8条 会員が交流会の名誉を毀損するなどの行為があったときは、交流会は会員を除名処分することができる。

- 2 除名された会員は、再入会の手続きを3年間することができない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第9条 会員がその資格を喪失したときは、交流会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 交流会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した金品は返還しない。

(会員の個人情報の取扱い)

第10条 会員が登録する時に提出した個人情報は、日本溶接協会が定める個人情報の取扱いを準用する。

本規約は、溶接技術者交流会を運営するグループの検討に基づき内容を変更する場合があります。規約を変更した場合は、Web サイトにて告知をいたします。告知後、退会の手続きのない会員は変更内容に同意したものとみなします。